

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託（5件）【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】

2

- 利用料金の額の承認【港湾空港局港営部港営課】

7

◇ 公営企業局

- 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ボートレース事業課】

10

北九州市告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月25日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体 代表企業 公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号北九州市立商工貿易会館6階	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月25日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1番6号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

北九州市告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月25日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
共同企業体グループA 2K 代表企業 朝日建物管 理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

北九州市告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州芸術劇場、北九州市立響ホール及び北九州市立大手町練習場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月25日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

北九州市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

令和5年4月25日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社黒崎コミュニケーションサービス	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第188号

北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）第25条の2第3項の規定により、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの北九州市旧門司税関及び旧大連航路上屋の利用料金の額を承認したので、北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）第35条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

北九州市長 武内和久

区分		金額					
港湾環境整備施設	休憩所	旧門司税関	—	9時～12時	12時～17時		
			展示スペースA	240円	410円		
			展示スペースB	460円	760円		
			展示スペースC	420円	710円		
	旧大連航路上屋		—	9時～17時	17時～22時		
			多目的室A	1時間 又はその 端数ごと に	260円	420円	
			多目的室Aを 2区分して利 用する場合		1区分 当たり	130円	210円
			多目的室B		590円	950円	
			ホール		1,100円	1,790円	
			多目的スペース		1,310円	2,100円	
			シャワー室		1人1 回（3 0分以 内）	140円	
			設備・ 機器		映像設 備	液晶プロジェクター	1台につき1時間 又はその端数ごと に2,100円
				スクリーン		1枚につき1時間 又はその端数ごと に350円	
				ブルーレイディスク		1台につき1時間	

	プレーヤー	又はその端数ごとに980円
音響設備	音響システム	1式につき1時間 又はその端数ごとに2,800円
	ワイヤレスマイク	1式につき1時間 又はその端数ごとに700円
	マイクロホン	1本につき1時間 又はその端数ごとに170円
	マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間 又はその端数ごとに70円
	マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間 又はその端数ごとに30円
	拡声装置	1台につき1時間 又はその端数ごとに700円
照明設備	ボーダーライト	1台につき1時間 又はその端数ごとに140円
	スポットライト	1台につき1時間 又はその端数ごとに80円
	ピンスポットライト	1台につき1時間 又はその端数ごとに450円
舞台設備	簡易ステージ	1台につき1時間 又はその端数ごとに100円
	演台	1台につき1時間 又はその端数ごとに100円
	花台	1台につき1時間 又はその端数ごとに70円
その他の設備・器具	展示用パネル	1台につき1日ごとに280円
冷暖房設備	多目的室A	1時間又はその端数ごとに60円
	多目的室Aを2区分	1時間又はその端

					して利用する場合	数ごとに30円
					多目的室B	1時間又はその端 数ごとに200円
					ホール	1時間又はその端 数ごとに530円

北九州市公営競技局公告第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月25日

北九州市公営競技局長 中村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月7日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 契約金額
9,643万4,673円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年1月16日
- 8 落札方式
最低価格による。